

審決

訂正 2015 - 390044

東京都台東区東上野一丁目1番14号
請求人 株式会社 大都技研

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番地18 大宮三貴ビル5階
代理人弁理士 横田 一樹

特許第5475734号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第5475734号に係る明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理 由

第1．手続の経緯

本件審判の請求に係る特許5475734号（以下、「本件特許」という。）は平成23年9月28日に出願され、平成26年2月14日に特許権の設定登録がなされ、その後、平成27年5月11日に本件訂正審判が請求されたものである。

第2．請求の趣旨

本件審判請求の趣旨は、本件特許の願書に添付した明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付した訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正することを認める、との審決を求めるものである（以下、下線部は訂正箇所を意味する。）。

なお、訂正事項9は、請求項7を削除するものであり、当該削除された請求項7は、請求項1～6、8及び9と一群の請求項を構成するものとはいえないため、当審において、請求の趣旨を特許法第126条第3項に規定された「請求項ごと」に訂正するものに修正した。

第3．訂正の内容

1．訂正事項1

本件特許請求の範囲の請求項1に
「前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
とあるのを、
「前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
に訂正する。

2．訂正事項2

本件特許請求の範囲の請求項1に
「前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、」
とあるのを、
「前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」という。）の位置であり、」
に訂正する。

3．訂正事項3

本件特許請求の範囲の請求項1に
「前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、」
とあるのを、
「前記第三の位置は、前記カバー手段の上（以下、「カバー手段上」という。）の位置であり、」
に訂正する。

4．訂正事項4

本件特許請求の範囲の請求項2に
「前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
とあるのを、
「前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
に訂正する。

5．訂正事項5

本件特許請求の範囲の請求項2に
「前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、」
とあるのを、
「前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」とい

う。)の位置であり、」
に訂正する。

6．訂正事項 6

本件特許請求の範囲の請求項 2 に
「前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、」
とあるのを、
「前記第三の位置は、前記カバー手段の上(以下、「カバー手段上」とい
う。)の位置であり、」
に訂正する。

7．訂正事項 7

本件特許請求の範囲の請求項 5 に
「請求項 3 または 4 に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 3 に記載の遊技台であって、」
に訂正する。

8．訂正事項 8

本件特許請求の範囲の請求項 6 に
「請求項 3 または 4 に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 3 に記載の遊技台であって、」
に訂正する。

9．訂正事項 9

本件特許請求の範囲の請求項 7 を削除する。

10．訂正事項 10

本件特許請求の範囲の請求項 8 に
「請求項 3 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 3、5 または 6 に記載の遊技台であって、」
に訂正する。

11．訂正事項 11

本件特許請求の範囲の請求項 9 に
「請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 1 ~ 6、8 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
に訂正する。

12．訂正事項 12

本件明細書の段落【0006】に

「本発明は、図柄変動表示を少なくとも表示可能な表示手段と、遊技領域が少なくとも設けられた遊技盤と、前記遊技盤の少なくとも一部を、少なくともカバー可能なカバー手段と、第一の装飾手段と、第二の装飾手段と、遊技窓と、第一の発光手段と、第二の発光手段と、を備えた遊技台であって、前記遊技領域は、遊技球が少なくとも転動可能な領域を含むものであり、前記表示手段は、装飾画像を少なくとも表示可能なものであり、前記表示手段は、前後方向において、前記遊技領域よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記遊技領域は、前後方向において、前記カバー手段よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記第一の装飾手段は、前記遊技盤に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、第一の位置と第二の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、長手方向が第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第一の幅に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、長手方向が前記第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第二の幅に少なくとも設けられたものであり、前記遊技窓は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記第一の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記装飾画像は、前記第一の仮想ラインに沿って表示されるライン状の画像を少なくとも含む画像であり、前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記第三の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記第二の幅は、前記第一の幅よりも少なくとも広い幅であり、前記第一の発光手段は、前記第一の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の発光手段は、前記第二の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、第一の条件の成立があった場合に、第一の演出が少なくとも開始されるものであり、前記第一の演出は、前記第二の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の演出は、前記第二の発光手段の点灯が開始された後の、前記第一の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の演出は、前記第一の発光手段の点灯が開始された後の、前記表示手段における前記装飾画像の表示の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の条件は、前記図柄変動表示の表示中に、成立する可能性がある条件である、ことを特徴とする遊技台である。

また、本発明は、図柄変動表示を少なくとも表示可能な表示手段と、遊技領域が少なくとも設けられた遊技盤と、前記遊技盤の少なくとも一部を、少なくともカバー可能なカバー手段と、第一の装飾手段と、第二の装

飾手段と、遊技窓と、第一の発光手段と、第二の発光手段と、を備えた遊技台であって、前記遊技領域は、遊技球が少なくとも転動可能な領域を含むものであり、前記表示手段は、装飾画像を少なくとも表示可能なものであり、前記表示手段は、前後方向において、前記遊技領域よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記遊技領域は、前後方向において、前記カバー手段よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記第一の装飾手段は、前記遊技盤に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、第一の位置と第二の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、長手方向が第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第一の幅に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、長手方向が前記第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第二の幅に少なくとも設けられたものであり、前記遊技窓は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記第一の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記装飾画像は、前記第一の仮想ラインに沿って表示されるライン状の画像を少なくとも含む画像であり、前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記第三の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記第二の幅は、前記第一の幅よりも少なくとも広い幅であり、前記第一の発光手段は、前記第一の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の発光手段は、前記第二の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、第二の条件の成立があった場合に、第二の演出が少なくとも開始されるものであり、前記第二の演出は、前記表示手段における前記装飾画像の表示の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の演出は、前記表示手段における前記装飾画像の表示が開始された後の、前記第一の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の演出は、前記第一の発光手段の点灯が開始された後の、前記第二の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の条件は、前記図柄変動表示の表示中に、成立する可能性がある条件である、ことを特徴とする遊技台である。」

とあるのを、

「本発明は、図柄変動表示を少なくとも表示可能な表示手段と、遊技領域が少なくとも設けられた遊技盤と、前記遊技盤の少なくとも一部を、少なくともカバー可能なカバー手段と、第一の装飾手段と、第二の装飾手段と、遊技窓と、第一の発光手段と、第二の発光手段と、を備えた遊技台であって、前記遊技領域は、遊技球が少なくとも転動可能な領域を含むものであり、前記表示手段は、装飾画像を少なくとも表示可能なものであり、

前記表示手段は、前後方向において、前記遊技領域よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記遊技領域は、前後方向において、前記カバー手段よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記第一の装飾手段は、前記遊技盤に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、第一の位置と第二の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、長手方向が第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第一の幅に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、長手方向が前記第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第二の幅に少なくとも設けられたものであり、前記遊技窓は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」という。）の位置であり、前記第二の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記第一の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記装飾画像は、前記第一の仮想ラインに沿って表示されるライン状の画像を少なくとも含む画像であり、前記第三の位置は、前記カバー手段の上（以下、「カバー手段上」という。）の位置であり、前記第四の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記第三の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記第二の幅は、前記第一の幅よりも少なくとも広い幅であり、前記第一の発光手段は、前記第一の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の発光手段は、前記第二の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、第一の条件の成立があった場合に、第一の演出が少なくとも開始されるものであり、前記第一の演出は、前記第二の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の演出は、前記第二の発光手段の点灯が開始された後の、前記第一の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の演出は、前記第一の発光手段の点灯が開始された後の、前記表示手段における前記装飾画像の表示の開始を少なくとも含むものであり、前記第一の条件は、前記図柄変動表示の表示中に、成立する可能性がある条件である、ことを特徴とする遊技台である。

また、本発明は、図柄変動表示を少なくとも表示可能な表示手段と、遊技領域が少なくとも設けられた遊技盤と、前記遊技盤の少なくとも一部を、少なくともカバー可能なカバー手段と、第一の装飾手段と、第二の装飾手段と、遊技窓と、第一の発光手段と、第二の発光手段と、を備えた遊技台であって、前記遊技領域は、遊技球が少なくとも転動可能な領域を含むものであり、前記表示手段は、装飾画像を少なくとも表示可能なものであり、前記表示手段は、前後方向において、前記遊技領域よりも後方に少なくとも配置されているものであり、前記遊技領域は、前後方向において、前記カバー手段よりも後方に少なくとも配置されているものであり、

前記第一の装飾手段は、前記遊技盤に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、第一の位置と第二の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段は、長手方向が第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第一の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第一の幅に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段は、長手方向が前記第一の仮想ラインに沿うように少なくとも設けられたものであり、前記第二の装飾手段の少なくとも一部の幅は、第二の幅に少なくとも設けられたものであり、前記遊技窓は、前記カバー手段に少なくとも設けられたものであり、前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」という。）の位置であり、前記第二の位置は、前記遊技領域内の位置であり、前記第二の位置は、前記第一の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記装飾画像は、前記第一の仮想ラインに沿って表示されるライン状の画像を少なくとも含む画像であり、前記第三の位置は、前記カバー手段の上（以下、「カバー手段上」という。）の位置であり、前記第四の位置は、前記カバー手段上の位置であり、前記第四の位置は、前記第三の位置よりも前記表示手段の中央部から遠い位置であり、前記第二の幅は、前記第一の幅よりも少なくとも広い幅であり、前記第一の発光手段は、前記第一の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、前記第二の発光手段は、前記第二の装飾手段に少なくとも設けられたものであり、第二の条件の成立があった場合に、第二の演出が少なくとも開始されるものであり、前記第二の演出は、前記表示手段における前記装飾画像の表示の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の演出は、前記表示手段における前記装飾画像の表示が開始された後の、前記第一の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の演出は、前記第一の発光手段の点灯が開始された後の、前記第二の発光手段の点灯の開始を少なくとも含むものであり、前記第二の条件は、前記図柄変動表示の表示中に、成立する場合がある条件である、ことを特徴とする遊技台である。」に訂正する。

第4．当審の判断

1．訂正事項1

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項1には「前記第三の位置」と記載されているが、この記載の前に「第三の位置」という記載がないため、「第三の位置」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項1の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 1 は、訂正前の請求項 1 に
「前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
とあるのを、
「前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 1 は、本件特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、「本件特許明細書等」という。）に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 1 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 1 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

2 . 訂正事項 2

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項 1 には「前記遊技領域内」と記載されているが、この記載の前に「遊技領域内」という記載がないため、「遊技領域内」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項 1 の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 2 は、訂正前の請求項 1 に
「前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、」
とあるのを、
「前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」という。）の位置であり、」
に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 2 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事

項を導入しないものであるから、訂正事項 2 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 2 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

3 . 訂正事項 3

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項 1 には「前記カバー手段上」と記載されているが、この記載の前に「カバー手段上」という記載がないため、「カバー手段上」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項 1 の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 3 は、訂正前の請求項 1 に
「前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、」
とあるのを、
「前記第三の位置は、前記カバー手段の上(以下、「カバー手段上」という。)の位置であり、」
に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 3 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 3 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 3 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

4 . 訂正事項 4

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項 2 には「前記第三の位置」と記載されているが、この記載の前に「第三の位置」という記載がないため、「第三の位置」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項 2 の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 4 は、訂正前の請求項 2 に
「前記第二の装飾手段は、前記第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
とあるのを、
「前記第二の装飾手段は、第三の位置と第四の位置との間に少なくとも設けられたものであり、」
に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 4 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 4 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 4 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

5 . 訂正事項 5

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項 2 には「前記遊技領域内」と記載されているが、この記載の前に「遊技領域内」という記載がないため、「遊技領域内」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項 1 の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 5 は、訂正前の請求項 2 に
「前記第一の位置は、前記遊技領域内の位置であり、」
とあるのを、
「前記第一の位置は、前記遊技領域の領域内（以下、「遊技領域内」という。）の位置であり、」
に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 5 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 5 は、本件特許明細書等に記載

した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 5 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

6 . 訂正事項 6

(1) 訂正の目的について

訂正前の請求項 2 には「前記カバー手段上」と記載されているが、この記載の前に「カバー手段上」という記載がないため、「カバー手段上」が何を指すか不明となり、訂正前の請求項 2 の記載が不明瞭になっていた。

訂正事項 6 は、訂正前の請求項 2 に「前記第三の位置は、前記カバー手段上の位置であり、」とあるのを、「前記第三の位置は、前記カバー手段の上（以下、「カバー手段上」という。）の位置であり、」に訂正するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 6 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 6 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 6 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

7 . 訂正事項 7

(1) 訂正の目的について

訂正事項 7 は、訂正前の請求項 5 に「請求項 3 または 4 に記載の遊技台であって、」とあるのを、「請求項 3 に記載の遊技台であって、」に訂正するものであり、多数項引用形式請求項の引用請求項を減少するも

のであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる、特許請求の範囲の減縮に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 7 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 7 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 7 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

8 . 訂正事項 8

(1) 訂正の目的について

訂正事項 8 は、請求項 6 に
「請求項 3 または 4 に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 3 に記載の遊技台であって、」
に訂正するものであり、多数項引用形式請求項の引用請求項を減少するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる、特許請求の範囲の減縮に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 8 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 8 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 8 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

9 . 訂正事項 9

(1) 訂正の目的について

訂正事項 9 は、請求項 7 を削除するものであるから、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる、特許請求の範囲の減縮に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 9 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 9 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 9 は、特許法第 126 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

10 . 訂正事項 10

(1) 訂正の目的について

訂正事項 10 は、請求項 8 に
「請求項 3 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 3、5 または 6 に記載の遊技台であって、」
に訂正するものであり、多数項引用形式請求項の引用請求項を減少するものであるから、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる、特許請求の範囲の減縮に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 10 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 10 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 10 は、特許法第 126 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

11 . 訂正事項 11

(1) 訂正の目的について

訂正事項 1 1 は、請求項 9 に
「請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
とあるのを、
「請求項 1 ~ 6、8 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、」
に訂正するものであり、多数項引用形式請求項の引用請求項を減少するものであるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 1 号に掲げる、特許請求の範囲の減縮に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 1 1 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 1 1 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 1 1 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

1 2 . 訂正事項 1 2

(1) 訂正の目的について

訂正事項 1 2 は、上記訂正事項 1 ~ 6 の訂正により、本件訂正前の請求項 1 ~ 2 における明瞭でない記載の釈明の訂正を行った結果、記載表現が一致しなくなった本件特許明細書の段落【 0 0 0 6 】の記載を、訂正後の請求項 1 ~ 2 の記載に整合させるための訂正であるから、特許法第 1 2 6 条第 1 項ただし書第 3 号に掲げる、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正に該当する。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張又は変更の存否について

上記訂正事項 1 2 は、本件特許明細書等に記載した事項又は記載した事項から自明な事項であり、本件特許明細書等に記載した事項の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入しないものであるから、訂正事項 1 2 は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

よって、訂正事項 1 2 は、特許法第 1 2 6 条第 5 項及び第 6 項の規定に適合するものである。

13. 独立特許要件

上記のとおり、訂正事項7～11は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、訂正後における特許請求の範囲に記載された事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるか検討すると、特許出願の際独立して特許を受けることができない理由は見いだせない。

よって、本件訂正は、特許法第126条第7項の規定に適合するものである。

14. 一群の請求項等についての説明

上記訂正事項1～3に係る訂正後の請求項1は、当該訂正事項1～3を含む請求項1の記載を、請求項3～6、8及び9がそれぞれ直接的又は間接的に引用しているものであるから、当該訂正後の請求項1、3～6、8及び9は、特許法施行規則第46条の2第2号に規定する関係を有する一群の請求項である。

また、上記訂正事項4～6に係る訂正後の請求項2は、当該訂正事項4～6を含む請求項2の記載を、請求項3～6、8及び9がそれぞれ直接的又は間接的に引用しているものであるから、当該訂正後の請求項2～6、8及び9は、特許法施行規則第46条の2第2号に規定する関係を有する一群の請求項である。

さらに、訂正後の請求項1、3～6、8及び9からなる一群の請求項と、訂正後の請求項2～6、8及び9からなる一群の請求項は、共通する請求項3～6、8及び9を介して一体として一群の請求項を形成するものであるから、訂正後の請求項1～6、8及び9は、特許法施行規則第46条の2第4号に規定する関係を有する一群の請求項である。

よって、本件訂正は、特許法第126条第3項の規定に適合するものである。

他方で、上記訂正事項9は、請求項7を削除するものであり、当該削除された請求項7は、請求項1～6、8及び9と一群の請求項を構成するものとはいえないため、当審において、請求の趣旨を特許法第126条第3項に規定された「請求項ごと」に訂正するものに修正した。
よって、本件訂正は、特許法第126条第3項の規定に適合するものである。

加えて、上記訂正事項12は、願書に添付した明細書の段落【0006】中に記載されている事項の訂正であるが、段落【0006】には、請求項1～2に対応する構成が記載され、訂正事項1～6と関係する一群の請求項1～6、8及び9全ては請求の対象となっている。

よって、本件訂正は、特許法第126条第4項の規定に適合するものである。

ある。

第5 . むすび

以上のとおりであるから、本件審判請求に係る訂正は、特許法第126条第1項ただし書第1号又は第3号に掲げる事項を目的とし、かつ同法同条第3項ないし第7項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 6月11日

審判長 特許庁審判官 本郷 徹
特許庁審判官 関 博文
特許庁審判官 瀬津 太郎

〔審決分類〕 P 1 4 1 . 8 5 1 - Y (A 6 3 F)
8 5 3

審判長	特許庁審判官	本郷 徹	8405
	特許庁審判官	瀬津 太郎	8911
	特許庁審判官	関 博文	9844